令和７年国勢調査千葉市実施本部設置要綱

（設置）

第１条　令和７年国勢調査（以下「調査」という。）を円滑に実施するため、令和７年国勢調査千葉市実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部の所掌事務は次のとおりとする。

（１）調査の実施に係る企画及び総合調整に関すること。

（２）その他前号に附帯する事務に関すること。

（組織）

第３条　本部は、別紙「令和７年国勢調査千葉市実施本部組織図」（以下、「組織図」という。）に掲げる者をもって組織する。

２　本部長は、総合政策局を所管する副市長をもって充てる。

３　副本部長は、総合政策局長をもって充てる。

４　本部に事務局を置き、事務局長は、総合政策部長をもって充てる。

５　事務局に総務班、調査実施班を置き、班長は、組織図に掲げる者をもって充てる。

（本部長等の職務）

第４条　本部長は、本部を代表し、事務を統括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　本部員は、調査の実施に参与し、円滑な執行及び効率的な本部の運営に当たる。

４　班長は、所掌する事務について担当を指揮する。

（本部会議）

第５条　本部長は、調査の実施に関する基本的問題について検討し調整するため、必要に応じ会議（以下、「本部会議」という。）を開催する。

２　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

３　本部長が必要と認めた場合には、本部会議に班長及び調査に関係する職員を出席させることができる。

４　本部会議の庶務は、総務班が処理する。

（事務局会議）

第６条　事務局長は、調査の実施に関する事務処理上の諸問題について検討し調整するため、必要に応じ会議（以下、「事務局会議」という。）を開催する。

２　事務局会議は、事務局長、事務局次長及び各班の班長で構成する。

３　事務局会議の庶務は、総務班が処理する。

（事務分掌）

第７条　各班の事務分掌は、次のとおりとする。

総務班（政策企画課統計室）

（１）調査の総合企画及び調整に関すること。

（２）国及び県、調査実施班との連絡調整に関すること。

（３）関係機関等との連絡調整に関すること。

（４）調査関係書類の審査及び提出の指導に関すること。
（５）市民等への周知及び市全域への広報に関すること。
（６）地方集計の企画及び調査結果に関すること。
（７）指導員及び調査員の報酬及び費用に関すること。
（８）指導員及び調査員の公務災害の連絡調整に関すること。
（９）本部及び事務局の庶務に関すること。
（10）予算執行及び経理に関すること。
（11）その他市の全域における調査の実施に関すること。

調査実施班（区総務課）
（１）所管区域における調査の実施に関すること。
（２）指導員及び調査員の選任及び説明会、調査実施上の指導等に関すること。
（３）調査区の修正に関すること。
（４）聞き取り調査及び行政記録の補記並びに住居不定者等の調査に関すること。
（５）調査関係書類の作成、審査、保管及び提出等に関すること。
（６）区広報及び区域における宣伝普及に関すること。
（７）指導員及び調査員の報酬及び費用の算定に係るデータ作成に関すること。
（８）指導員及び調査員の公務災害に関すること。
（９）区配付予算の執行及び経理に関すること。
（10）その他区における調査の実施に関すること。

（協力体制）

第８条　総務班及び調査実施班は、事務処理において必要な場合にその事務に関係する課等へ行政記録の活用や閲覧、情報提供等の協力を依頼することができる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年５月１日から施行し、令和８年６月３０日をもって廃止する。